

平成31年度 市立大津市民病院初期臨床研修プログラム

市立大津市民病院臨床研修病院群

* 基幹型臨床研修病院

地方独立行政法人市立大津市民病院

* 協力型臨床研修病院

滋賀県立精神医療センター
京都府立医科大学附属病院
京都大学医学部附属病院
滋賀医科大学医学部附属病院

* 研修協力施設

医療法人良善会ひかり病院	医療法人なかじま内科クリニック
医療法人幸生会琵琶湖中央病院	医療法人西山医院
医療法人明和会琵琶湖病院	医療法人社団湖光会もみじが丘診療所
長浜市立湖北病院	医療法人社団新緑会森井眼科医院
ハッピーねもとクリニック	米村小児科
あそうクリニック	医療法人社団弓削メディカルクリニック
医療法人滋賀勤労者保健会坂本民主診療所	医療法人社団湖光会湖山クリニック
医療法人滋賀勤労者保健会膳所診療所	
滝本医院	

目次

1	プログラムの名称及び募集定員	1
2	プログラムの目的	1
3	プログラムの特色	2
4	研修実施責任者、プログラム責任者等	3
5	プログラムの管理運営体制	4
6	研修の流れ	4
7	研修医評価（自己評価・指導医評価）	6
8	臨床研修の中断と再開	7
9	臨床研修修了の認定	7
10	臨床研修の未修了	7
11	研修記録の保管	7
12	プログラム修了後の進路	7
13	研修医の処遇	8
14	研修医募集及び選考方法について	8

※「市立大津市民病院初期臨床研修プログラム（資料）」（本文中では「研修資料」）、
「市立大津市民病院初期臨床研修プログラム（様式集）」（本文中では「研修様式集」
と表記）あり

1 プログラムの名称及び募集定員

：市立大津市民病院初期臨床研修プログラム

コースの名称	定員	研修病院
本院通年コース	9 (予定)	2年間：地方独立行政法人市立大津市民病院

基幹型臨床研修病院： 地方独立行政法人市立大津市民病院

協力型臨床研修病院： 滋賀県立精神医療センター、京都府立医科大学附属病院、
京都大学医学部附属病院、滋賀医科大学医学部附属病院（産
婦人科必須含む）

研修協力施設： 研修資料参照

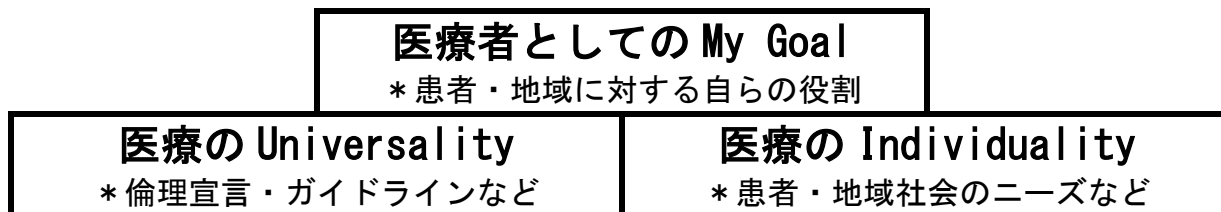
2 プログラムの目的

医療者は、研修目標として設定すべき能力（態度・技能・知識）を、2つの側面から捉えておく必要がある。1つは、医療に関する世界的レベルでの合意が歴史的経緯・現時点における業務基準・今後の方向性などに関して図られるようになり、自らの臨床能力を世界的普遍性（Universality）に照らし合わせて捉えることである。もう1つは、目前の症例に対してどのような役割を果たすべきかという個性（Individuality）の側面から捉えることである。

学部学習の多くは、Universalityに係る項目を効率的に身につけることに費やされており、卒後臨床研修は、個別症例や地域社会に接する中から Individuality の要素を経験的に学習する機会となる。

研修医には、それぞれの眼差しで Universality と Individuality の側面から医療を捉え、自らが地域において時代に合った医療者としての役割を果たすために取り組むべき課題を My Goal として抽出していただきたい。

本プログラムは、研修医が単に与えられた学習目標に取り組むだけでなく、My Goal を目指す個々の学習様式を確立することへの支援を目的とする。（図）



医療者としての情意研修に関する指針について示す。医療の Universality という側面から見ると、「ヒポクラテスの誓い」、「リスボン宣言」、「ヘルシンキ宣言」など

が歴史的経緯の中で評価されている。市立大津市民病院は、この Universality と地域社会に果たすべき役割という Individuality を勘案し、「病院理念」、「医の倫理綱領」を具体的行動規範とし業務にあたっている。研修医には、医療者としての情意の歴史を理解し、「病院理念」、「医の倫理綱領」に基づき行動することを求める。（研修資料参照）

3 プログラムの特色

- (1) 研修医は包括的に研修を支援する臨床研修センターに所属し、市立大津市民病院職員として「病院理念」と「医の倫理綱領」に基づいた職務を果たす中で診療能力を高めることができる。（「病院理念」等は研修資料参照）
- (2) 24時間質の高い救急医療を提供している「ERおおつ」を活用した研修の充実に加え、麻酔科、精神科、産婦人科などを必修設定することで、厚生労働省臨床研修の到達目標を完全履修できると同時に、基本的診療能力の十分な習得が可能となる。
- (3) 研修医長（研修医の代表として研修医の希望の集約や院内管理運営関連会議への出席などを行う）制度と臨床研修センターとの意見交換会（4・9月に実施）を通して、各研修医の研修希望を最大限に実現できる。
- (4) 研修医長を中心とした研修の自主的運用を重視しており、研修医が希望する研修の設定や選択研修の調整等において柔軟性の高い計画を立てられる。
- (5) 研修目標は多岐にわたることから、厚生労働省臨床研修の到達目標、各科研修目標、共通臨床研修目標の3つに整理しており、常に目標を意識した研修を履修することができる。（研修様式集参照）
 - ・厚生労働省臨床研修の到達目標は、各科別研修目標（マトリックス表）として整理している。
 - ・科別研修目標は、科別研修要領の中で評価表を含めて整理している。
 - ・共通臨床研修目標は、科を特定せず臨床で求められる研修を整理している。原則として、臨床研修センターが直接指導評価を行う。本研修は、初期オリエンテーション、IGLS、研修医・臨床研修センター意見交換会、リフレッシュ研修の他、研修医が設定した研修も含める。
- (6) ポートフォリオ（研修医本人が管理し、修了認定後原本は本人に返却）を用いた評価の導入により、厚生労働省臨床研修の到達目標と My Goal、初期研修と後期研修、院内研修と院外研修などを有機化させて研修内容を整理できる。（研修資料参照）
- (7) 当院が有する多様な臨床部門（緩和ケア病棟、病棟、神経難病病棟など）と大学臨床（京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、滋賀医

科大学医学部附属病院)を研修資源として活用することができる。

- (8) 地元医療機関、院内中央部門(医療の質・安全管理室など)における研修を通して、各機関の地域的・社会的役割に関してより直接的に研修できる。
- (9) 大学臨床への参加を通して、先進的医療など診療の可能性を履修することを選択できる。(本院通年コースは2年次選択研修の一部を大学臨床参加にあてることができる)

4 研修実施責任者、プログラム責任者等

- (1) 研修実施責任者：市立大津市民病院 院長 若林 直樹
- (2) プログラム責任者：プログラム全体を総合的に管理する統括プログラム責任者を市立大津市民病院臨床研修センター長 城 正泰とする。
個別コースのプログラム責任者は以下とする。
※本院通年コース：プログラム責任者：城 泰正

(3) 参加施設研修協力責任者

滋賀県立精神医療センター病院長	大井 健
京都府立医科大学総合医療・医学教育学教授	山脇 正永
京都大学医学研究科附属医学教育推進センター准教授	伊藤 和史
滋賀医科大学医学部附属病院医師臨床研修センター長	川崎 拓
医療法人良善会ひかり病院院長	柳橋 健
医療法人幸生会琵琶湖中央病院院長	高橋 伯夫
医療法人明和会琵琶湖病院院長	石田 展弥
長浜市立湖北病院副院長	東野 克巳
ハッピーねもとクリニック院長	根本 正
あそうクリニック院長	麻生 伸一
医療法人滋賀勤労者保健会坂本民主診療所所長	今村 浩
医療法人滋賀勤労者保健会膳所診療所所長	東 昌子
滝本医院院長	滝本 行延
医療法人なかじま内科クリニック院長	中島 年和
医療法人西山医院院長	西山 順博
医療法人社団湖光会もみじが丘診療所院長	立神 恭之
医療法人社団新緑会森井眼科医院院長	森井 勇介
米村小児科院長	米村 俊哉
医療法人社団弓削メディカルクリニック理事長・院長	雨森 正記
医療法人社団湖光会湖山クリニック	濱辺 方子

- (4) 指導医：診療各科において厚生労働省の要件を満たした指導医資格者を増員することにより研修指導の充実を図っている。(研修資料参照)

5 プログラムの管理運営体制

研修管理委員会：臨床研修の実施を統括管理する（研修資料参照）。年2回（6・2月頃）開催することを原則とし、必要により随時開催する。

研修運営会議：臨床研修センターと研修医の意見交換により研修内容の充実を図る。年3回、初期オリエンテーション、研修医・臨床研修センター意見交換会、リフレッシュ研修として開催することを原則とし、必要により追加開催する。

臨床研修センター：研修管理委員会の審議を基にプログラム構築・運営・管理を行う。主な業務は以下：（1）研修プログラムの包括的な管理、（2）研修医の全体的な管理、（3）採用時における研修希望者の評価、（4）研修医の研修状況の評価、（5）研修後及び中断後の進路について相談等の支援、（6）研修プログラムの修正、（7）研修プログラムの公表、研修希望者への配布、（8）研修管理委員会・研修運営会議の開催及び運営。（9）その他。

6 研修の流れ

（1）時間割と研修医配置予定

ア 2年間の配置例を表に示す。1年目研修については、内科（6ヶ月）、麻酔科（2ヶ月）、精神科（2週間）、救急（1ヶ月）を必修とし、選択研修の1ヶ月は原則として外科または小児科を履修することとする（外科・小児科以外の選択研修を希望するものはプログラム責任者と協議の上履修すること）。1年目の救急研修では、初療の基本に加え業務の流れを身に付けること、2年目の救急研修では救急患者の受け入れから診察終了までを一貫して実施できる能力を身に付けることを目標としている。精神科研修については、研修協力施設で行う。

選択研修プログラムとして、救急診療科、内科、外科・消化器外科・乳腺外科、麻酔科、小児科、精神科、産婦人科、緩和ケア科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、整形外科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科、臨床検査の19のプログラムがあり、これとは別に病理解剖・CPC用の病理科プログラムがある。

2年目研修については、地域医療研修（1ヶ月）、救急2ヶ月（2年間で3ヶ月）を必修とし、残りを選択科目とする（ただし、1年目の未到達科目がある場合は再履修とする）。地域医療研修については、研修協力施設で行う。

また、2年目の選択期間においては、協力型臨床研修病院（京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、滋賀医科大学医学部附属病院他）を利用した院外研修も可能であり、希望者は研修科・研修期間等についてプログラム責任者の指導を受けた上で履修することとする（院外研修内容は院

内研修困難な項目を履修すること及び院外研修期間は院内業務に影響しない範囲であることを原則とする)。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	内	内	内	内	内	内	麻	麻	精/選	救	外・児	選
2年目	救	救	地	選	選	選	選	選	選	選	選	選

内：内科 麻：麻酔科 救：救急 精：精神科 地：地域医療
外・児：外科系・小児科 選：選択科目

イ 24時間365日救急診療を提供する「ERおおつ」での研修は、救急診療科研修中のみならず、他科研修中においても副直として時間外診療研修を行うことで、基本的診療能力の十分な獲得を目指す。

(2) 研修内容と到達目標

医療者としての態度に関する研修は科を特定せず、全ての臨床機会を利用して研鑽すべきであり、別途示した「医療者としての情意研修に関する指針」（研修資料参照）に基づき継続的に履修し、厚生労働省臨床研修の到達目標に示された「医療人として必要な基本姿勢・態度」（研修資料参照）の項目により評価を受けること。

臨床研修の到達目標は、厚生労働省臨床研修の到達目標（研修資料参照）が全科目標として設定されており、科別に取り組む目標を整理した各科別研修目標（マトリックス表）（研修様式集参照）を参考に履修すること。

各科研修目標は、科別研修要領として科別研修の概要・評価表が定められていることから、これに基づき履修すること。

(3) 研修医の勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで（週38時間45分）。

カリキュラムの一環として、週1回程度の副直研修が加わる。

勤務を要しない日は、①土曜日、日曜日及び祝日、②年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）であり、有給休暇は年間20日（4月から翌年3月まで）である。

(4) 教育に関する主な行事

・オリエンテーション（4月 新規採用時、1週間程度）：研修開始にあたって必要な教育を行う。医療倫理、診療の基本、事務部門、看護部門及びコ・メディカル部門など包括的な病院業務を研修する。

- ・研修医・臨床研修センター意見交換会：9月に研修実施責任者、プログラム責任者、研修センタースタッフ、指導医代表等との意見交換、研修中間評価などを行う。
- ・リフレッシュ研修：9月に1年目研修医、2年目研修医代表、指導医代表等による宿泊研修（1泊2日）を実施する
- ・院内研修への参加：CPC、セミナー、講演会など
- ・院外研修：滋賀県主催行事、地区医師会生涯教育勉強会など（臨床研修センターが指定する行事については、全員参加とする）
- ・各種委員会や委員会主催の勉強会への参加（医療安全、リスクマネジメント、院内感染対策、地域災害医療対策、緩和ケア、医療倫理など）
- ・各診療科における、症例検討会、抄読会、勉強会、合同カンファレンス
- ・研修医が設定した研修：ERカンファレンスなど研修医運営による研修事業

（5）指導体制

別途定める研修規定（研修資料参照）に基づき、診療科ごとに臨床研修指導医が研修の指導・評価を行い、屋根瓦方式を組み合わせた指導医と研修医のマン・ツー・マン指導を基本とする。

7 研修医評価（自己評価・指導医評価）

- （1）各研修医に配布された厚生労働省研修目標評価ポートフォリオ記録用紙（ポートフォリオ）（研修様式集参照）により自己評価、各科指導医評価、プログラム責任者確認を受ける。
- （2）各診療科における研修修了時に、診療科毎の評価方法により、自己評価を行い指導医の評価を受ける。また、経験した症例や手術の要約等の記録を提出する。
- （3）研修医の自己評価及び指導医の評価は A、B、Cの3段階評価で行う。
A：十分できる B：できる C：要努力
- （4）上記（1）、（2）について研修管理委員会において審査を受け、研修修了認定を受ける。

8 臨床研修の中断と再開

研修医が何らかの理由で臨床研修を継続することが困難である場合、研修管理委員会は基幹型病院の院長に当該研修医の研修中断を勧告する。勧告を受け、基幹型病院の院長が当該研修医の臨床研修の中断を決定し、すみやかに臨床研修中断証を

交付する。

研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、臨床研修中断証を添えて臨床研修の再開を申し込むことができる。

中断した研修医の臨床研修を受け入れる場合には、当該臨床研修中断証の内容を考慮して研修を行う。また、予め定められた休日を除いた休止期間が90日を超える場合、2年間の研修期間を延長することができる。

9 臨床研修修了の認定

各研修医から申告される自己評価及び指導医による評価のそれぞれの結果に基づき、研修管理委員会において初期臨床研修の修了を認定し、その結果を基幹型病院の院長に報告する。

なお、修了者には「臨床研修修了証」を交付する。

10 臨床研修の未修了

研修管理委員会において、研修医が臨床研修の修了基準を満たしていない等の理由により、修了が認められなかった場合、基幹型病院の院長は当該研修医に対して、理由を付して、その旨を文書で通知する。

当該研修医は、臨床研修の修了基準を満たすための履修計画に基づき、引き続き同一の研修プログラムで研修を継続する。

11 研修記録の保管

臨床研修を受けた研修医に関する記録は、当該研修医が臨床研修を修了または中断した日から10年間、臨床研修センターにて保管する。

12 プログラム修了後の進路

市立大津市民病院において引き続き当院の後期臨床研修課程である専攻医の選考を受け専門研修に入る、関係大学の大学院医学研究科に入学する、他の施設の構成員になるなどの進路がある。

1 3 研修医の待遇

市立大津市民病院

身分	研修医（地方独立行政法人市立大津市民病院嘱託職員）
雇用契約	年度毎に契約を更新
勤務時間	原則として午前8時30分から午後5時15分まで（週38時間45分）
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
休暇	年次有給休暇 年20日（4月1日から翌年3月31日まで） その他の休暇については別に定めるところによる
服務	地方独立行政法人市立大津市民病院嘱託職員就業規則及び病院で別に定めるところによる
給与	月額報酬 1年目 317,000円 2年目 327,700円
手当	通勤手当、期末手当、時間外手当等の支給基準は別に定めるところによる 副直手当（1回1万円）
研修活動	学会等への参加可能 演者の場合（年1回に限り）：10万円を限度に旅費、参加費（1万円上限）を補助
福利厚生	各種社会保険に加入（健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険）
健康管理	定期健康診断実施、電離放射線健康診断実施、 小児感染症等抗体価検査・ワクチン接種実施
医師賠償責任保険	適用あり
その他	院内に研修医室、仮眠室、ロッカー、個人用デスク、更衣室、 院内保育所、食堂、コンビニエンスストア、理容室、コインランドリー、自販機等あり

1 4 研修医募集及び選考方法について

応募資格	医師国家試験合格予定者
募集人員	1年次9名（予定）
研修開始日	4月1日
出願期間	7月1日～7月31日
出願書類	① 臨床研修申込書（当院所定の様式） ② 履歴書（当院所定の様式） ③ 面接カード（当院所定の様式） ④ 成績証明書 ※病院見学必須
選考方法	上記書類と病院見学時評価を参考に面接を行う

採 否 : 日本医師臨床研修マッチングプログラムによる
願書提出先 : 〒520-0804
大津市本宮二丁目9番9号
地方独立行政法人市立大津市民病院 総務課
TEL 077-526-8516